新潟県報道資料

新潟県

令和８年 11 月 27 日
防災局防災企画課

「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」を改正します。

近年の局所的・短期集中的な降積雪の増加や、高齢化等による地域の除排雪能力の低下を踏まえ、市町村意見も参考に「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準（以下、運用基準)」を見直し、別添資料のとおり改正します。

今回の改正を踏まえ、豪雪時における災害救助法適用の判断をより的確かつ迅速に行ってまいります。

なお、本運用基準は、災害救助法適用の判断に当たっての目安であり、実際の適用については、現地の状況や救助ニーズ、市町村の意向等を踏まえ、県が総合的に判断します。

【運用基準の改正のポイント】

- 基準積雪深の算定期間を更新し、直近の積雪状況を反映
- 法適用判断に用いる積雪深を旧市町村内の指定観測所の平均値から、観測所ごとの観測値に変更
- 法適用判断に用いる降雪量を旧市町村内の指定観測所の平均値から、観測所ごとの観測値に変更

【運用面の見直し】

- 県と市町村の情報共有の手順・様式を統一し、現地の状況や救助ニーズを共有

＜参考資料＞

①豪雪時の災害救助法適用に係る運用基準の改正について【総括】
②豪雪時の災害救助法適用に係る運用基準の改正について【全体概要】
③運用基準 新旧対照表

【本件についてのお問合せ先】
担当：防災企画課長　中村
内線：6410

豪雪時の災害救助法適用に係る運用基準の改正について【総括】

1

直近の積雪状況を反映するため、
基準積雪深の算定期間を
「S50～H16（30年間）」から**「H8～R7（30年間）」**
に見直し

⇨

法適用の判断目安（基準積雪深×1.3倍）と実際の積雪深との乖離が縮小する
（過去に法適用した旧市町村における判断目安と適用時積雪深との差の平均）

R6 **現行基準 41cm ⇒ 見直し後 18cm**

R7 **現行基準 29cm ⇒ 見直し後 6cm**

2

局所的な豪雪に対応するため、
法適用の判断に用いる積雪深を
「旧市町村内指定観測所の平均積雪深」から
「観測所ごとの積雪深」に見直し

※「積雪深がおおむね200cmを超え、かつ基準積雪深の1.3倍程度に達した場合」という判断目安は継続

⇨

法適用の判断目安を超える旧市町村数が増加

R6 **現行基準 28（8市町） ⇒ 見直し後 35（11市町）**

R7 **現行基準 12（4市） ⇒ 見直し後 21（6市）**

3

短期集中的な降雪に対応するため、
法適用の判断に用いる降雪量を
「旧市町村内指定観測所の平均降雪量」から
「観測所ごとの降雪量」に見直し

※「降雪量の連続２日合計値が200cm以上、又は３日合計値が250cm以上程度に達した場合」という判断目安は継続

⇨

法適用の判断目安を超える旧市町村は、
R6・R7において、現行基準と見直し後ともに該当なし

豪雪時の災害救助法適用に係る運用基準の改正について【全体概要】

1．見直しの概要

(1)直近の積雪状況を反映するため、基準積雪深の算定期間を「S50～H16（30年間）」から「H8～R7（30年間）」に見直し
(2)局所的な豪雪に対応するため、法適用の判断目安を「旧市町村内観測所の平均積雪深」から「観測所ごとの積雪深」に見直し
(3)短期集中的な降雪に対応するため、法適用の判断目安を「旧市町村内観測所の平均降雪量」から「観測所ごとの降雪量」に見直し

(1)直近の積雪状況の反映

基準積雪深の算定期間を
直近の30年間に見直す。
※現行の基準積雪深は、
H17に設定

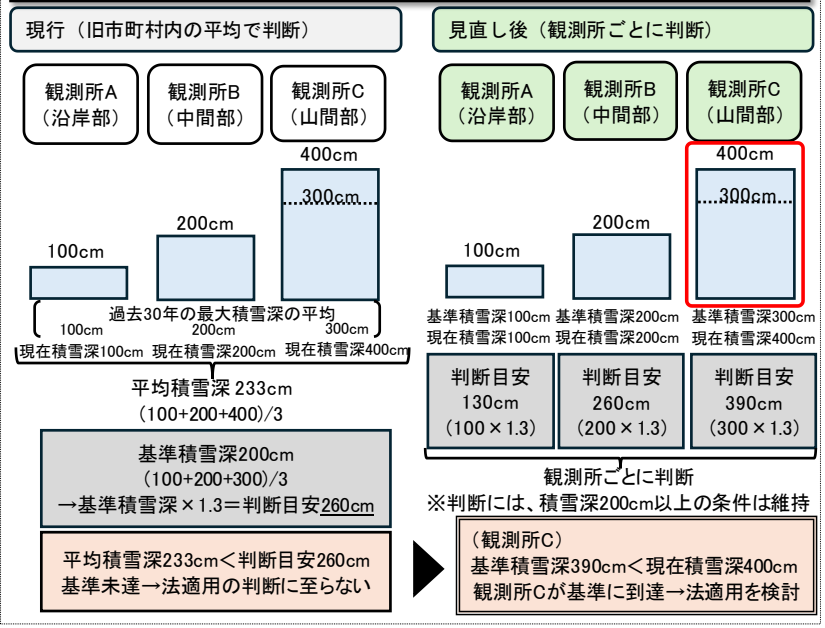
現行
昭和50年度～
平成16年度（過去30年）

▼

見直し後
平成8年度～
令和7年度（直近30年）

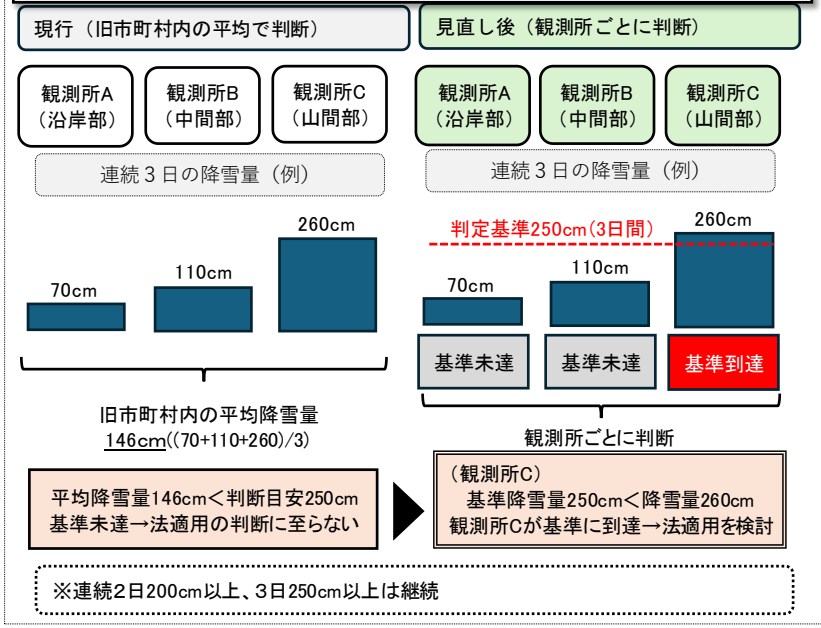
(2)局所的な豪雪への対応

【現行】旧市町村内の平均積雪深が200cm以上かつ基準積雪深×1.3以上で判断
【課題】積雪の少ない地点を含む平均では、局所的な豪雪を捉えにくい
【見直し】観測所ごとに判断（200cm以上かつ当該観測所の基準積雪深×1.3以上）



(3)短期集中的な降雪への対応

【現行】旧市町村内の平均降雪量が連続2日200cm以上、3日250cm以上で判断
【課題】降雪の少ない地点を含む平均では、短期集中的な降雪を捉えにくい
【見直し】観測所ごとに判断



※適用区域は従前どおり市町村・旧市町村単位とし、法適用の要否は数値基準と現地の状況や救助ニーズ、市町村の意向等を踏まえ県が総合的に判断

2．情報共有

県・市町村間で標準化されていなかった情報共有の手順と様式を統一し、基準到達前から県・市町村が現地の状況や救助ニーズを共有する。

3．積雪荷重の反映

積雪荷重の活用についても検討したが、客観的な基準値の設定に向け更なる検証が必要であることから、継続して検討する。

「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準	豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準
（略）	豪雪災害は、地震・風水害等の災害とは異なり、緩慢、かつ長期にわたる災害であるため、応急救助に着手すべき時点の把握にしばしば困難を伴ってきたところである。 このことから、災害救助法施行令（以下「令」という。）及び新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）の適用時期の決定と迅速な応急救助の実施に遺憾なきよう期そうとするものである。 記
１　法の適用 （１）判定基準 豪雪災害において、令第１条第１項第４号に定める事態の判定基準は、次のいずれかに該当し、防災庁令第 68 号（平成 25 年 10 月１日施行）第２条に該当すると認められる場合とする。 ア　市町村の指定観測所積雪深がおおむね２００cmを超え、かつ基準積雪深の 1.3 倍程度に達した場合 イ　積雪深はアの状態に達しないが、市町村の指定観測所日降雪量の連続２日合計値が２００cm 以上、又は連続３日合計値が２５０cm 以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合 （略）	１　法の適用 （１）判定基準 豪雪災害において、令第１条第１項第４号に定める事態の判定基準は、次のいずれかに該当し、内閣府令第 68 号（平成 25 年 10 月１日施行）第２条に該当すると認められる場合とする。 ア　市町村の指定観測所平均積雪深がおおむね２００cmを超え、かつ基準積雪深の 1.3 倍程度に達した場合 イ　積雪深はアの状態に達しないが、市町村の指定観測所平均日降雪量の連続２日合計値が２００cm 以上、又は連続３日合計値が２５０cm 以上程度の集中的な降雪により、一般住宅で連日又は隔日に屋根雪下ろしが必要であるような事態が生じた場合 ウ　積雪深、降雪量はア、イの状態に達しないが、長期にわたる交通の途絶により越冬用備蓄物資が欠乏するなど、日常生活の維持が困難となった集落が発生し、あるいは雪崩による住家倒壊のおそれがある等の場合

	エ　前各号に定める事態の他、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合 （２）法の適用 豪雪災害により、令第１条第１項第４号に定める事態が生じたと認められる場合は、法を適用する。 （３）救助項目 降雪災害の様態に応じ「障害物の除去」「避難所の設置」「給水・炊き出しの実施」等、必要な救助を実施する。 （４）救助対象者 豪雪災害にかかり現に救助を要する者に対し救助を実施する。ただし、救助項目のうち、「障害物の除去」については、自らの資力及び労力によってはこれを行い得ない世帯に限って救助対象者とする。
２　県条例の適用 （１）県条例の適用 法が適用されない程度の豪雪災害に際し、市町村長が特に認めて当該市町村条例又は規則の規定に基づき救助を実施した場合は、県条例第４条の規定に基づく協議（以下「４条協議」という。）がなされた場合に限り県条例第６条を適用し、救助に要した費用の一部を負担する。 県が４条協議に応ずる場合とは、市町村の指定観測所積雪深がおおむね２００㎝を超え、かつ基準積雪深に対する倍率が次に定める程度に達した場合とする。 （略）	２　県条例の適用 （１）県条例の適用 法が適用されない程度の豪雪災害に際し、市町村長が特に認めて当該市町村条例又は規則の規定に基づき救助を実施した場合は、県条例第４条の規定に基づく協議（以下「４条協議」という。）がなされた場合に限り県条例第６条を適用し、救助に要した費用の一部を負担する。 県が４条協議に応ずる場合とは、市町村の指定観測所平均積雪深がおおむね２００㎝を超え、かつ基準積雪深に対する倍率が次に定める程度に達した場合とする。 ア　基準積雪深が２５０㎝未満の場合は 1.25 倍 イ　基準積雪深が２５０㎝以上３００㎝未満の場合は 1.2 倍 ウ　基準積雪深が３００㎝以上の場合は 1.1 倍 （２）費用負担の範囲 県条例第６条を適用して費用負担を行う場合の救助項目及び救

	助対象者の範囲は次のとおりとする。 ア　救助項目 当該市町村条例又は規則に定める救助項目の範囲とする。 イ　救助対象者 １(4)の救助対象者の範囲とする。 ３　生活保護法との調整 法及び県条例の適用による救助と生活保護法による保護が競合する場合は、次により取り扱う。 （１）　法適用と生活保護法による保護が競合する場合は、法適用を優先とする。 （２）　県条例の適用と生活保護法による保護が競合する場合は、生活保護法による保護を優先とする。 ４　市町村合併に伴う特例 平成１２年４月１日から平成２２年３月３１日までの間に廃置分合のあった市町村について１の(1)の判定基準又は２の(1)の適用の基準を満たさない場合には、１の(1)の判定基準又は２の(1)の適用の基準における「市町村」を「平成１２年４月１日から平成２２年３月３１日までの間における廃置分合に係る関係市町村の区域内（２以上の配置分合があった場合には、１の(1)の判定基準又は２の(1)の適用の基準を満たすこととなる最後に行われた廃置分合に係る関係市町村の区域内)」と読み替えるものとする。
（注）用語の定義 （略）	（注）用語の定義 １　「指定観測所」とは、新潟県が別に指定する各市町村の観測所をいう。
（削除）	２　「指定観測所平均積雪深」とは、一の市町村内の各指定観測所で観測した積雪深の単純平均値をいう。
（削除）	３　「指定観測所平均日降雪量」とは、一の市町村内の各指定観測所で

2　「基準積雪深」とは、新潟県が別に通知する積雪深をいう。	観測した日降雪量の単純平均値をいう。 4　「基準積雪深」とは、新潟県が別に通知する積雪深をいう。
（附則） （略） 令和　８年１１月２７日　改正	（附則） 昭和５０年　１月１６日　制定 昭和５１年１０月２９日　改正 昭和５２年１１月　７日　改正 昭和５６年１１月１６日　改正（別表） 平成１３年１２月　４日　改正 平成１８年　１月　５日　改正（別表） 平成１８年　２月　６日　改正（別表も） 平成１８年１２月２２日　改正（別表） 平成１９年　１月３０日　改正 平成２０年１０月２７日　改正（別表） 平成２２年１１月２９日　改正（別表） 平成２３年１１月２１日　改正（別表） 平成２４年１１月２７日　改正（本文及び別表） 平成２５年１０月２５日　改正 平成２５年１１月２５日　改正（別表） 平成２７年　１月　６日　改正、平成２６年１１月１８日適用 平成２７年１１月２７日　改正 （追加）